虚偽申請防止対策について

現行の経営事項審査においては、虚偽申請を排除できていないとの指摘があり、国 土交通省ではこれまでも審査体制の強化などの対策を講じてきたところ。

しかしながら、年間 1 7 万件以上の申請があるなかで、審査行政庁や登録経営状況 分析機関のチェック体制に限界があるのも事実であり、虚偽申請を抜本的に防止する ためには、そもそも虚偽申請の誘因を排除するとともに、虚偽が発覚した場合のペナ ルティを強化し、虚偽申請を割に合わない行為とすることが必要である。

また、審査の基準が曖昧であるために、審査行政庁として適正か否かの判断が困難な場合や、審査行政庁によって扱いに差が生じ、申請者間で不公正が生じる場合が見られるため、審査基準の統一を図る必要がある。

- 1.虚偽申請を行いにくい制度設計
- (1)財務諸表の信用力を加味した評価 会計監査人や会計参与の設置の有無によって評価に差をつける。
- (2)財務諸表チェックマニュアルの作成 審査行政庁や登録経営状況分析機関における財務諸表のチェック基準を明確 化するため、審査マニュアルを策定する。
- (3)自己申告による評価項目の廃止・縮小 申請内容の客観的確認が困難であり自己申告に拠らざるを得ない評価項目は、 廃止もしくは点数幅を縮小する。
- (4)審査基準の外形的統一

各項目の加点基準を外形的・客観的に判断可能な形で定めることにより、審 査行政庁の判断の幅を極小化する(次頁の例参照)。

(5)元請完工高の評価

業者間での「キャッチボール行為」による完工高水増しのメリットを減殺。

2. 虚偽申請に対するペナルティ強化

現行の処分基準に定められた営業停止期間(15日)を拡大。

審査行政庁によって取扱いが異なる審査項目の事例

【例:職員数の評価について】

1.現行の通知による定義

「建設業に従事する職員は、雇用期間を限定することなく常時雇用されている者 (中略)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除き、(以 下略)」

2.問題点

「雇用期間を限定することなく常時雇用されている者」の運用が以下の通り審 査行政庁によってマチマチ

健康保険・厚生年金保険の被保険者

住民税特別徴収を実施している者

出勤簿、賃金台帳により、一定以上の出勤日数がある

「労務者又はこれに準ずる者」の運用が以下の通り審査行政庁によってマチマチ

月又は年間の出勤日数が一定以上ない者 月額賃金が一定以上ない者 日給月給者である者

3.見直しの方向性

職員の定義を、例えば「健康保険・厚生年金保険の被保険者」とするなど、外 形的・客観的に容易に判断可能なものにすれば良いのではないか。